

少 安 第 8 7 号
令 和 3 年 6 月 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布について

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号。以下「改正法」という。）が令和3年5月26日公布され、一部の規定を除き、本年6月15日から施行されることとなった。

改正の趣旨、改正法の概要及び留意事項は下記のとおりであるので、これを踏まえ、遺憾のないように運用されたい。

なお、この通達において、「法」とは現行のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）を、「新法」とは改正法による改正後の法をいう。

記

第1 改正の趣旨

近年、ストーカー事案において相手方の使用する自動車等にGPS機器をひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案等が発生しているところであるが、令和2年7月、最高裁判決において、相手方が使用している自動車にGPS機器をひそかに取り付け、その位置を探索して同人の動静を把握する行為は、法で規制する「住居等の付近において見張り」をする行為には該当しない旨が判示された。同判決を受け、GPS機器等を利用したストーカー事案に対処するとともに、最近のストーカー事案の実情を踏まえた効果的なストーカー行為等の規制等の在り方について早急に検討を行うため、警察庁では、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」を開催し、令和3年1月、同検討会において、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」が取りまとめられた。

改正法は、当該報告書の内容を踏まえ、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、規制対象行為の拡大、禁止命令等に係る書類の送達に関する規定の整備等を行うこととしたものである。

第2 改正法の概要

1 規制対象行為の拡大

- (1) 次に掲げる行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とすることとした。

ア 相手方が現に所在する場所の付近において見張りをし、当該場所に押し掛け、及び当該場所の付近をみだりにうろつく行為（新法第2条第1項第1号）

イ 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為（新法第2条第1項第5号）

- (2) 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次のいずれかに掲げる行為をすることを「位置情報無承諾取得等」とし、「つきまとい等」と同様に、規制の対象とすることとした。

ア 相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）（(2)のイの行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を一定の方法により取得する行為（新法第2条第3項第1号）

イ 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付ける物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為（新法第2条第3項第2号）

- 2 禁止命令等に係る書類の送達に関する規定の整備（新法第5条第11項から第15項まで）

法第5条第1項の規定による禁止命令等又は同条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分について、書類を送達して行うこととするとともに、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができることとした。

3 その他

- (1) 施行期日（改正法附則第1条）

改正法は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとした。ただし、1(2)及び2に係る規定は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとした。

(2) 条例との関係（改正法附則第2条）

地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為、かつ、新法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、改正法の施行と同時に、その効力を失うものとし、この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によることとした。

第3 留意事項

1 改正法の内容の周知徹底

(1) 地域住民等に対する広報啓発活動の推進

ストーカー事案の兆候をいち早く把握し、被害の予防・拡大防止を図るため、被害者等から早期に相談等がなされるよう、地域住民に加え、関係行政機関、民間団体、学校等に対して、改正法の内容を周知徹底すること。

(2) 警察職員に対する周知徹底

被害者等からの相談については、特定の窓口に限らず、警察本部や警察署の担当課、警察署の当直、交番、駐在所等の様々な部署に寄せられ、対応する可能性があることから、全ての職員に対して、改正法の内容を周知徹底すること。

2 被害者等の安全確保を最優先とした対応の推進

改正法を適切に運用し、引き続き、被害者等の安全確保を最優先として、加害者の検挙措置や禁止命令等の行政措置の実施等の対応を推進すること。

3 附帯決議の趣旨を踏まえた対応

参議院内閣委員会及び衆議院内閣委員会における改正法案の議決に際し、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（別添1及び別添2）がなされていることから、改正法の施行に当たっては、別添1の二、三及び五並びに別添2の二、五及び九の趣旨を踏まえた対応を行うこと。

(1) 相談に対する適切な対応等について（別添1の二及び別添2の二）

被害者等からの相談については、第3の1(2)のとおり、様々な部署に寄せられ、対応する可能性があることから、いかなる部署に相談が寄せられた場合であっても、適切に相談に対応できる体制を整備するほか、被害者等の要望等に応じて、女性警察官が対応するなど、被害者等の負担を軽減し、二次被害を与えないよう配慮するとともに、関係機関と必要な連携協力を行うこと。また、関係機関を含めた相談窓口及び早期の相談の重要性について、被害者等への周知を図ること。

- (2) 禁止命令等の行政措置の実施について（別添 1 の三及び別添 2 の九）
改正法により、禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長の処分について、書類を送達して行うこととされるところ、禁止命令等の対象者に対する抑止効果等を踏まえ、禁止命令等は引き続き原則として禁止等命令書等を直接交付して行うこと。
- (3) ストーカー事案の加害者の治療及び更生のための取組について（別添 1 の五及び別添 2 の五）
ストーカー事案の加害者による再犯を防止するため、加害者の対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進すること。また、加害者本人やその家族等からのカウンセリングや治療等に係る相談に応じることについても周知を図ること。

【担当】

少年女性安全課
人身安全対策第一係

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和三年四月八日
参議院内閣委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 位置情報無承諾取得等の規制対象となる事項を政令で定めるに際しては、科学技術の進展に機動的に対応した内容となるよう配慮するとともに、規制対象の具体的な内容が明確なものとなるよう、十分留意すること。

二 位置情報無承諾取得等に関し、位置情報記録・送信装置の取付け等に関する承諾の撤回に相手方が応じない場合等については、後に重大な被害へとつながるおそれがあるため、ちゅうちよすることなく警察等へ相談するよう周知すること。併せて、警察において相談に対し適切に対応する体制を整え、その旨についても周知すること。

三 禁止命令等を書類の送達で行うことにより、従来の直接交付の場合に比べて迅速な対応が困難となる事案も生じうることから、犯罪抑止効果が弱まることのないよう、十分留意すること。

四 多様化するストーカー事案に早急に対応するため、警察がこれまでに対応したストーカー事案の分析及び検証を行い、その結果、現行の規制では対応できない事例が確認された場合には、法制度面も含め速やかに必要な見直しを行うこと。

五 ストーカー事案の加害者の再犯を防止するため、性犯罪者に対する性犯罪者処遇プログラム等を参考に、

警察と関係機関の連携を推進し、加害者の治療及び更生をより一層支援すること。併せて、ストーカー事案が依然として後を絶たない状況に鑑み、被害発生を未然に防止するための知識の普及啓発等についても、学校教育等の活用を含め、関係府省と連携し、対策を講ずること。

六 監視カメラを悪用したストーカー事案は、位置情報無承諾取得等同様、相手方が認識できないように行われる極めて悪質な事案であり、本法の規制対象とすることを含め、必要な対策を検討すること。

七 怨恨の感情等に基づくストーカー事案など、本法に抵触しない動機に基づくものであっても、本法で規制されている恋愛感情に基づくストーカー事案同様、被害者に多大な恐怖をもたらすものもあることから、本法の規制対象とすることを含め、必要な対策を検討すること。その際、過度に広範な規制とならないよう、罪刑法定主義を十分に踏まえること。

右決議する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 近年、ストーカー事案が多様化していることに鑑み、本法第二条第三項に基づく政令を、多様化したストーカー事案に適切に対応することができるよう定めるなど、ストーカー事案による被害を防止するために万全の措置を講ずること。また、本法による規制では十分に対応できない事案が生じた場合には、当該事案の分析及び検証を行った上で、必要な法制上の措置を講ずること。

二 ストーカー事案の被害者が適切な支援を受けることができるよう、警察において被害者のための相談窓口を整備すること。また、被害者が躊躇なく相談できるよう、犯罪に該当することが必ずしも明らかとはいえない事案についても、相談に応ずるとともに、適切に対応する旨周知すること。

三 ストーカー事案の被害者が、早期の段階で関係機関につながるように、国及び地方公共団体の相談窓口を充実させるとともに、民間の自主的な活動を含めた連携協力を推進すること。

四 本法第二条第三項に基づく政令を定めるに当たっては、規制事項を具体的かつ明確なものとし、不当に

対象を広げないように留意すること。

五 ストーカー事案の加害者による再犯を防止するため、関係機関と連携して加害者の治療及び更生を支援すること。また、加害者及びその家族からの相談窓口を拡充すること。

六 学校教育を含め、ストーカー事案を未然に防止するための知識の普及啓発等を推進すること。

七 怨恨の感情等によるストーカー事案のうち、恋愛感情等によらないものについては、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規制対象ではないが、被害者に恐怖の念を抱かせるおそれがあることに鑑み、同法の規制対象とすることを含め、必要な対策を検討すること。その際、過度に広範な規制とならないよう留意すること。

八 監視カメラを利用したストーカー事案については、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規制対象とすることを含め、必要な対策を検討すること。

九 禁止命令等の方法については、犯罪抑止効果を高めるため、従来どおり原則として直接交付によって行うこと。